

平成23年第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
2月25日（金曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成23年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成23年2月18日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成23年2月25日（金） 午後4時
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午後4時0分 開会

出席議員 21名

1番	山崎 数則	12番	矢野 昭男
2番	鎌田 基志	13番	近藤 賢司
3番	綾野 和男	14番	丹生 則幸
4番	三笠 輝彦	16番	古市 弘
5番	野口 勉	17番	中野 善正
6番	高木 康光	18番	香川 虎生
7番	倉本 清一	19番	造田 節夫
8番	松成 国宏	20番	大北 秀穂
9番	芝 昇	21番	庄野 克宏
10番	大賀 正三	22番	高木 堅
11番	三好 正志		

欠席議員 1名

15番	渡辺 慧
-----	------

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課資格・保険料 グループリーダー	伊藤 英樹
副広域連合長	新井 哲二	事業課医療給付 グループリーダー	浜田 一昭
副広域連合長	藤井 賢	総務課主事	十河 勲
事務局長	喜多 広志	議会事務局長	森 覚
事業課長	石井 克範	事務局書記	和田森 哲也
総務課総務 グループリーダー	宮本 佳和		

議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

日程第4 副議長の選挙

諸般の報告

日程第5 議案第1号から議案第7号まで

議案第1号 平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第2号 平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計予算

議案第3号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部改正について

議案第4号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部改正について

議案第5号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
の給与に関する条例の一部改正）

議案第6号 平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第3号）

議案第7号 平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第2号）

（提案説明・質疑・討論・採決）

日程第6 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につ
いて

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

日程第4 副議長の選挙

諸般の報告

日程第5 議案第1号から議案第7号まで

日程第6 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（三笠輝彦君）これより平成23年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第1 議席の指定

○議長（三笠輝彦君）まず、日程第1議席の指定を行います。

任期満了に伴う議員選挙の行われました多度津町議会から、去る2月21日をもちまして選出されました庄野克宏君の議席は21番に、三豊市議会から選出されました近藤久志君が去る2月23日辞職したことに伴い、同日をもちまして選出されました近藤賢司君の議席は13番に、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において1番山崎数則君及び19番造田節夫君を指名いたします。



日程第4 副議長の選挙

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第4副議長の選挙であります。本件につきましては、本広域連合議会の副議長でありました庄野克宏君が、去る2月19日をもちまして本広域連合議会議員を辞職したことによりまして欠員となっております副議長の選挙を行うものであります。

それでは、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に高木 堅君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました高木 堅君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高木 堅君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高木 堅君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

○22番（高木 堅君）議長——22番。

○議長（三笠輝彦君）22番 高木 堅君。

〔22番（高木 堅君）登壇〕

○22番（高木 堅君）副議長就任に際しまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいま議員各位の御推挙によりまして香川県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に就任させていただきました高木 堅でございます。誠に身に余る光栄で、心より御礼申し上げますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

微力ではございますが、三笠議長を補佐し、広域連合議会の公正、公平な運営が図られますよう全力を尽くしてまいり所存でございます。議員の皆さん並びに関係者の皆様に御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、副議長の就任に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）



諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（森 覚君）議案第1号～議案第7号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第5 議案第1号から議案第7号まで

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第5 議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）本日の平成23年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の新年度予算案でございますが、平成23年度の予算編成に当たっては、保険料負担の軽減措置を平成23年度も継続して実施するなど、高齢者の方々の医療に対する安心を確保するため、限られた財源を重点的かつ効果的に配分したところでございます。

まず、議案第1号平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬及び費用弁償のほか、議会の運営等に要する経費として151万8,000円を計上したものでございます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費と

して、丸亀市からの派遣職員の給与費を初め、被保険者証等の更新に伴う通信運搬費や広域連合電算処理システム等の委託料及び維持管理費のほか、丸亀市を除く派遣職員の給与費相当分の負担金等を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬及び事務費等を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬及び事務費などを、合わせて4億4,117万1,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、保険者機能強化事業費として懇話会開催経費や後発医薬品の使用促進のための普及・啓発に係る経費のほか、重複・頻回受診者に対する訪問指導委託料などを、また特別対策事業費として制度の広報・周知等の経費を、長寿・健康増進事業費として市町が実施する人間ドック等の補助金などを、合わせて3,478万9,000円を計上したものでございまして、以上、一般会計予算総額は4億7,797万8,000円となり、平成22年度当初予算に比べ金額で239万5,000円、率にして0.5%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費として市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、保険者機能強化事業費補助金を、第4款「繰入金」では、基金及び特別会計からの繰入金を、第5款「繰越金」では、前年度繰越金を充てることなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第2号平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます被保険者の療養給付費負担金及び療養費負担金を初め審査支払手数料を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費負担金を、合わせて1,227億1,056万9,000円を計上したものでございます。

また、第2款「県財政安定化基金拠出金」では、保険料の徴収や、療養給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金として8,103万8,000円を計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費の財政影響を緩和するための共同事業に対する拠出金として1,644万5,000円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施するための経費として4億1,747万4,000円を計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、市町が払い戻しをした過年度分の過誤納保険料等相当分を補てんするための経費を、第2項「繰入金」では、平成23年度の長寿・健康増進事業に係る経費として国から交付される特別調整交付金を一般会計へ繰り出す経費を、合わせて3,666万1,000円を計上したものでございまして、以上、特別会計の予算総額は1,232億6,719万7,000円となり、平成22年度当初予算に比べ金額で24億3,238万8,000円、率にして2.0%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金、健診事業費補助金及び特別高額医療費共同事業補助金を、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第4款「支払基金交付金」では、現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第8款「繰入金」では、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料軽減分の補てん経費として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を、第9款「繰越金」では、前年度繰越金などを充てることにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、平成23年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者もしくは所得の少ない被保険者に係る保険料の負担軽減を図るため、関係条文を整備するものでございます。

主な内容といたしまして、附則第22項では、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の9割軽減措置を、附則第23項では、被保険者均等割額が7割軽減される被保険者に対する8.5割軽減措置を、平成23年度においても継続して実施するため、新たに規定を設けるものでございます。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、国の平成22年度補正予算において、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の負担軽減措置に対する補てん経費として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が措置されたことに伴い、関係条文を整備するものでございます。

次に、議案第5号専決処分の承認についてでございますが、職員の給与について人事院勧告に準拠して早急に関係条文を改定する必要性が生じたので、去る11月29日に香川県

後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正の専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

次に、補正予算案でございますが、今回の補正は、補正予算編成方針に基づき、決算見込みを行うとともに、不用額が生じる見込みのあるもので、おおむね10万円を超え、かつ補正することが適当と判断されるものを補正の対象としたほか、保険料負担の軽減措置継続のため、国において補正予算措置が講じられたことに伴い、関連事業費について措置したものでございます。

まず、議案第6号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳出といたしまして、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、昨年7月の特別対策事業の補正予算措置に伴い振り替えしたことによる印刷製本費の減額、第三者行為求償事務が当初の予定を下回る見込みとなったことによる事務手数料の減額、レセプト管理システムやレセプト点検業務の見直し等による委託費の減額、また丸亀市を除く派遣職員の新陳代謝等に伴う給与費相当分の負担金の減額など、事務局の運営に要する経費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから、減額補正するものでございます。

また、第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」では、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る平成23年度における保険料の減額のための補てん経費として国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を基金への積立金として増額補正するものでございます。

以上が一般会計補正予算の概要でございますが、今回の補正額は、8億2,932万7,000円の増額となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、13億3,353万3,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を減額補正するほか、第2款「国庫支出金」では、医療費適正化事業に係る補助金や被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る平成23年度における保険料減額の補てん経費として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、第5款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、それぞれ増額補正することなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第7号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付

費」、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金を減額補正し、第3項「その他医療給付費」では、支給件数が当初の予定を上回る見込みとなったことから、葬祭費負担金を増額補正するものでございます。

また、第2款「財政安定化基金拠出金」では、広域連合の財政リスクに対応するため香川県に設置している財政安定化基金への拠出金について、当初の予定を下回る見込みとなったことから、減額補正するものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費について各広域連合が共同して負担する共同事業への拠出金が当初の予定を上回る見込みとなったことから、増額補正するものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、健康診査の受診者数が当初の予定を下回る見込みとなったことから、減額補正するものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、平成21年度の医療給付等に係る国庫負担金や県負担金のほか、健診事業費に係る国庫補助金の超過額を過年度収入精算返還金として、それぞれ措置するものでございます。

以上が後期高齢者医療事業特別会計補正予算案の概要でございます。今回の補正額は6億230万円の増額となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと1,214億6,070万1,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「市町支出金」の療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」の第1項「国庫負担金」では、療養給付費負担金を、第2項「国庫補助金」では、普通調整交付金及び健診事業費補助金を、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金を、第4款「支払基金交付金」では、後期高齢者交付金を、それぞれ減額補正するとともに、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」を、第9款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、第10款「諸収入」、第2項「預金利子」では、歳計現金の運用利子を、第3項「雑入」では、第三者納付金、返納金及び雑入を、それぞれ増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質

疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）を採決いたします。

本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、これを承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。



日程第6 香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第6香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本件については、3月28日をもって香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了することから、この際、その選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に杉山 勝氏、三木敏行氏、松岡利安氏、村井浩治氏を、また補充員に岡 久美子氏、森本恵美子氏、十河ハル氏、佃廣記氏をそれぞれ指名いたします。

なお、補充の順位は、指名の順位のとおり定めることにいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めること並びに補充の順位に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

また、補充の順位は、指名の順位のとおり定めることに決定いたしました。

なお、ただいま選挙いたしました香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の任期については、現委員の任期満了の翌日、すなわち3月29日から始まることとなりますので、念のため申し添えておきます。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

この際、広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、本広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして御議決を賜り、誠にありがとうございました。

さて、国におきましては、昨年12月20日に学識経験者や各種団体の代表者等で構成す

る「高齢者医療制度改革会議」から、後期高齢者医療制度廃止後の高齢者のための新たな医療制度等についての「最終とりまとめ」が示されました。

その主な内容は、昨年8月に出された「中間とりまとめ」を踏まえたもので、制度の基本的な枠組みは、後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国保に一本化すること、年齢による区分をなくし、被用者である高齢者の方や被扶養者は被用者保険に移り、それ以外は国保に加入するとしております。

また、国保の運営のあり方としては、保険財政の安定化、市町村間の保険料負担の公平化等の観点から、都道府県単位化が不可欠であるとし、まず第1段階では、75歳以上について都道府県単位での財政運営とし、第2段階では、第1段階の施行から5年後を目標に全年齢を対象とした都道府県単位化を図るとしております。

さきに国が示したスケジュールでは、この「最終とりまとめ」を踏まえ、今通常国会に法案を提出し成立を図り、平成25年度から新制度を導入するとしておりましたが、一部の新聞等によりますと、「最終とりまとめ」に盛り込まれた高齢者の負担増への対応や、全国知事会からの反発等もあり、法案提出に向けた調整等から、新制度の開始を1年遅らせて平成26年3月を目指すとの報道もあり、制度の先行きにつきましては、まだまだ不透明な状況が続くものと存じております。

本広域連合といたしましても、こうした国の動向、また全国市長会・町長会等の動向にも十分注視しながら、引き続き、制度の円滑かつ適正な運営に配慮してまいりたいと存じております。

どうか議員皆様方におかれましては、今後ともより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたしまして、誠に簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三笠輝彦君）以上で平成23年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時31分 閉会

會議録署名議員

議 長 三 笠 輝 彦

議 員 山 崎 数 則

議 員 造 田 節 夫